

インクルーシブ教育システムの構築に向け 令和6年度4月から「副次的な籍制度」に基づく 交流及び共同学習（モデル事業）を実施しています

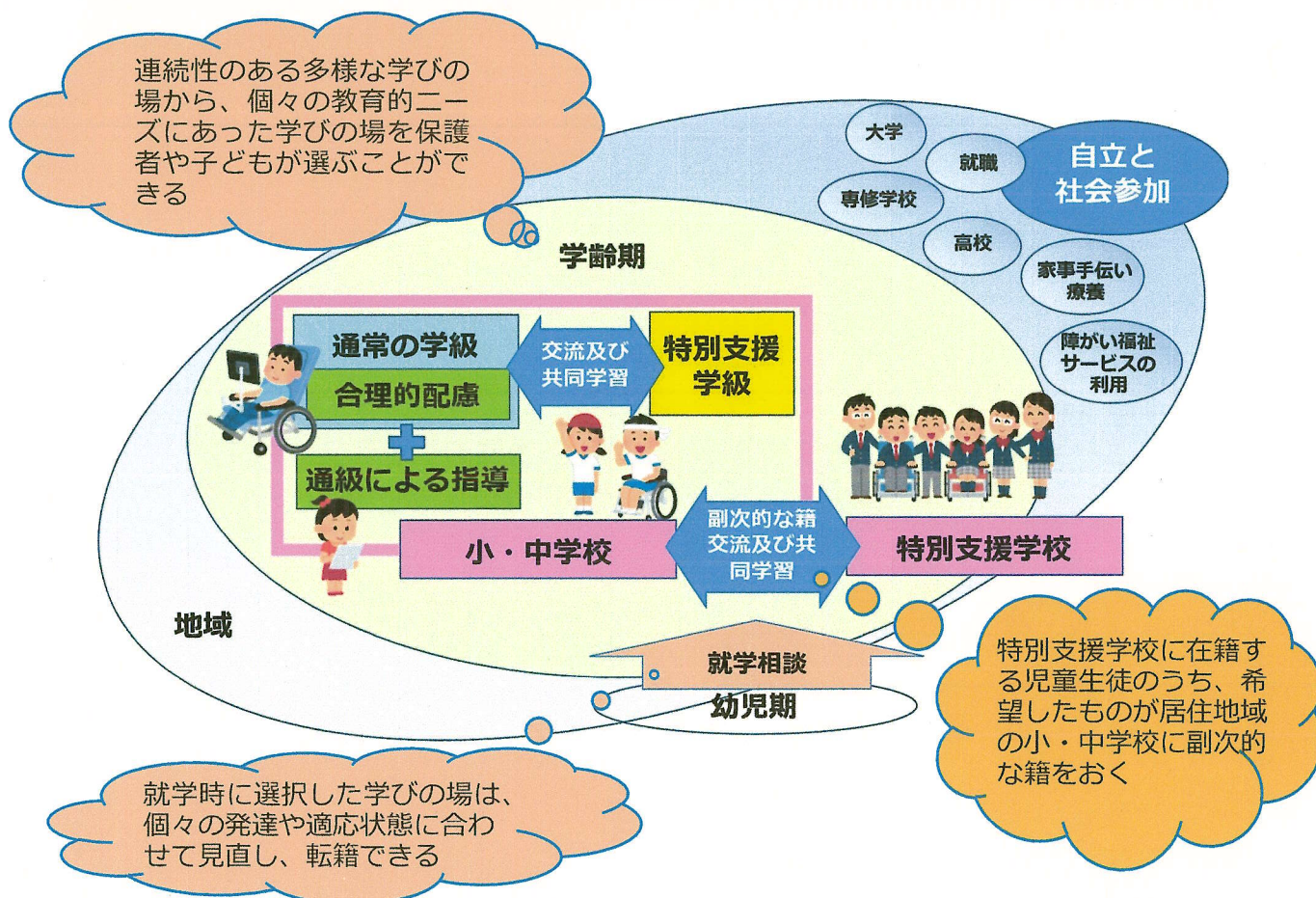
豊田市青少年相談センター（パルクとよた）

子どもたちは、家族や学校との関係だけでなく、地域の様々な人・もの・こととかかわり、つながる中で多くのことを学んでいます。その中で、特別支援学校に在籍する子どもたちは、居住する地域から離れた学校に通うことが多いため、地域の同年代の子どもたちや地域とのつながりが薄くなってしまうことがあります。

「副次的な籍制度」は、特別支援学校に通う子どもたちが、住んでいる地域の小・中学校に副次的な籍を置いて、地域の同年代の子どもたちと一緒に活動したり、学んだりする機会を継続的にもち、地域とのつながりを深めていくための制度です。



1. 豊田市のインクルーシブ教育システム



2. 副次的な籍制度に基づく交流及び共同学習のメリット

特別支援学校に在籍する 児童生徒

学びの場が増えることで、より経験が広がり、社会性を養うことができます。豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。

地域の同年代の子どもたちとのかかわりや地域とのつながりをもつことは、将来地域で生きていくベースづくりになります。



小中学校に在籍する 児童生徒

継続的なふれあいをとおして、障がいについての正しい理解と認識を深め、多様性を尊重する心を育むことができます。

同じ地域で共に生きる仲間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さや、多様な人とのかかわり方を学ぶことができます。

3. 副次的な籍制度とこれまでの居住地校交流とちがい

	副次的な籍制度（案）	居住地校交流
手続き	本人・保護者の希望確認・承諾後、教育委員会が小・中学校に説明し、副次的な籍をおく。	本人・保護者の希望を確認後、特別支援学校が小・中学校に説明し、承諾を得る。
開始時期	就学前の教育相談等において、本人・保護者の意思確認を行うため、より早い時期からの交流が可能。	入学後に特別支援学校が保護者の意思確認を行い、開始する。
所属するクラスや名簿	地域の学校は副次的な籍を置く児童生徒も含めて学級編制を考える。学級の一員として受け入れ、机やいす、ロッカー、下駄箱などを準備する。名簿に名前が載る。	居住地校交流が決まってから、どの学級で交流するかを決め、来校者として受け入れる。名簿に名前が載らない。
居住地校からの情報提供	学校行事の案内、おたより、ホームページ閲覧用のパスワードなどが届く。	各学校の判断による。
引率・介助	特別支援学校の教員が居住地校の教員に研修を行った上、初回のみ付き添う。登下校の送迎は保護者が行う。児童生徒や学校の状況により、活動中の保護者の見守りが必要。	特別支援学校の教員が初回のみ付き添う。登下校の送迎や活動中に保護者の付き添いが毎回必要。
問い合わせ先	青少年相談センター パルクとよた	特別支援学校

4. モデル校設置から全校実施に向けたスケジュール（案）

※令和7年1月現在の予定です。モデル実施の検証結果により、スケジュールは変更する場合があります。

年 度	豊田特別支援学校交流人数	副次的な籍を置く地域校数
令和6年度	小学部1名（4年生） ※豊田市教育委員会よりモデル児童を依頼	小学校1校（梅坪小学校） ※豊田市教育委員会よりモデル校を指定
令和7年度	小学部3名 ・5年生1名：R6から継続 ・3年生1名：新規 ・2年生1名：新規 ※豊田市教育委員会よりモデル児童を依頼	小学校3校 ・梅坪小学校：R6から継続 ・童子山小学校：新規 ・大蔵小学校：新規 ※豊田市教育委員会よりモデル校を指定
令和8年度	小学部の希望者 ※令和7年度中に説明及び申込受付を行う	希望者がいる小学校
令和9年度	小学部の希望者 ※令和8年度中に説明及び申込受付を行う 中学部1名 ※豊田市教育委員会よりモデル生徒を依頼	希望者がいる小学校 中学校1校 ※豊田市教育委員会よりモデル校を指定
令和10年度	小学部の希望者 ※令和9年度中に説明及び申込受付を行う 中学部数名 ※豊田市教育委員会よりモデル生徒を依頼	希望者がいる小学校 中学校数校 ※豊田市教育委員会よりモデル校を指定
令和11年度	小学部と中学部の希望者 ※令和10年度中に説明及び申込受付を行う	希望者がいる小・中学校
令和12年度	小学部と中学部の希望者 ※令和11年度中に説明及び申込受付を行う	希望者がいる小・中学校

小学校モデル実施

小学校全校実施

中学校モデル実施

小・中学校
全校実施

5. 副次的な籍制度に関するQ & A

Q 1 在籍する学級はどのように決まりますか。

A 1 本人の特性や保護者の意見をもとに、在籍する特別支援学校と副次的な籍を置く小・中学校が相談し、決定します。

Q 2 副次的な籍を置く学校に出かけて、交流及び共同学習を行う日数や時間数の規定はありますか。

A 2 規定はありません。対象児童生徒の実態や各学校の教育課程（時間割）を踏まえ、対象児童生徒ごとに、在籍する特別支援学校と副次的な籍を置く小・中学校本人・保護者で相談をし、無理のない計画を立てます。

Q 3 副次的な籍を置く学校との交流は、直接的な交流だけですか。

A 3 対象児童生徒や両校の実態に応じて、オンラインで交流を行ったり、作品や手紙交換などの間接的な交流を行ったりすることもできます。

Q 4 副次的な籍を置く学校で、給食を食べることはできますか。

A 4 事前に給食の注文をすれば、食べることができます。ただし、小・中学校は給食の二次調理をすることを禁止されていますので、ミキサー食などの形態食の提供はできません。普通食を配膳後にハサミ（家から持参）などで刻んで小さくして食べることは可能です。安全に食事ができるように、配膳されたものを小さく刻むのは、保護者の方をお願いします。

Q 5 引っ越しをして住所が変更になった場合、副次的な籍を置く学校も変更になりますか。

A 5 居住地の学校に副次的な籍を置くため、住所が変更になった場合は副次的な籍を置く学校も変更になります。

Q 6 副次的な籍を置く学校の卒業証書授与はできますか。

A 6 卒業式に参加することはできますが、卒業証書を授与することはできません。卒業証書の代わりに、各学校の判断で修了書等を授与することは可能です。

Q 7 副次的な籍を置く学校が実施する校外行事に参加することはできますか。

A 7 事前に保護者、在籍校、副次的な籍を置く学校で十分な打合せを行い、参加可能と判断されれば、保護者の付き添いのもと参加することができます。施設入場料などの費用がかかる場合は、本人・保護者分の参加費を負担していただくことになります。ただし、宿泊を伴う行事への参加は想定していません。